

国際安全保障とコアリション： 国際法学、軍事学、国際政治学の視点から（1）

高橋 丈雄* 米田富太郎**

はじめに

戦争（以下、UN 憲章第 2 条 4 項の“武力”を含む言葉として用いる）が、集団で行われるのは、歴史と場所を問わず貫徹する普遍的事実である¹⁾。したがって、近代における戦争も、集団、特に、国家集団間で行われるのが実態である²⁾。実際に、戦争を見てみると、表面的には二国間による戦争であっても、純粋に二国間同士の戦闘は、稀だということが解る³⁾。いずれの国家も、自らの正当性を主張し、あわよくば少しでも多くの国家がその正当性を認め、出来れば自陣営に参加することを期待するものである。それゆえに、戦争への参加が、多様な方法で求められ続けている。しかし、多くの国家が戦争に参加すれば、戦争自体が大きくなるのは自然である。そして、被害も大きくなる。これらを防ごうとすれば、戦争への参加の阻止は、戦争の縮少の鍵になるであろう。

たとえば、ひとつの例として国際法上の中立制度の生成と発展からこれを見てみよう。近代における正戦観念の変化は、戦争の正当性の相対化をもたらしたといわれている。個別国家は、自らの必要を判断し、決断して、自由に戦争に参加できるようになった。した

がって、戦争は、常に拡大し、その危険を孕むものになった。だからこそ、これを阻止するためには、多数の参加を抑止することが必要であった。そのために作られた制度が、中立制度であった。この制度によって戦争の拡大が、阻止されるようになったといえる⁴⁾。

しかし、この工夫にもかかわらず、戦争への参加は、絶えず求め続けられている。そして、その合法化や正当化も同様に求め続けられている。そこで、戦争への参加のために多様な方法や理屈が考案されている。その具体的事例が、ここで問題にする「有志連合」= coalition of willingness⁵⁾（以下、CW と略記）である。CW は、戦争の合法性や正当性を主張する新しい工夫である。そして、その合法性や正当性によって、多くの国家の参加が求められる集団的戦争の一形態である。しかし、第二次世界戦争後の UN による国際安全保障システムは、戦争の拡大の防止に格別の関心を持ちつづけている。したがって、CW は、拡大の肯定と拡大の否定の両面を持つようになっている。

というのは、国際的危険や秩序の破壊には、集団で対処する必要も、ますます大きくなり、戦争の集団化は、有効であることが論証されているからである。たとえば、これが

* 防衛研究所総括主任研究官・陸上自衛隊 1 佐

** 本学社会システム研究所客員教授

一国の一方的国際政策だけに起点をもって実行されたものであるとしよう。また、国際法上の法的基盤を厳格に持たない戦争であったとしよう。これらの場合でも、事実上、支持される確立は高くなっているからである。すなわち、“集団的戦争という一方的な国際措置”⁶⁾であったとしても、事態との関係においては、支持されるようになって来ているということである。特に、UNの国際安全保障に関する最広義の目的を現実的・予防的に確保するための緊急の集団的戦争は、その濫用と誤用を防ぐ手段を整備した上で、積極的に模索されなければならないまでになっている。

この模索は、いわゆる“国際法の分節化”の象徴的事例である。例外の頻繁と逸脱の常態化である。国際法の規範的意味を後退させる事態である。しかし、分節化の評価は、分かれている。例えば、“分節化”を、国際法の抽象的な統一性に係わるものとしてだけで扱うと、問題の本質を見誤るという見解がある。同時に、既存の制度では実現できない利益や見解を実現するために一般法の利用にすぎないという見解もある⁷⁾。筆者は、国際安全保障のための「集団的な一方的な国際措置」は、国際法の分節化の象徴的事例とみなす。そして、原理的に大国や強国の論理であると考え。批判的に捉える理由は、大きい。しかし、その上で、前者の見解を支持する。なぜなら、前者の論者が指摘するように、国際法は、現代において政治的なプロジェクトとしての必要性を明確にしているからである。すなわち、国際法の命運は、コスモポリタリズムによるレジーム横断的な専門性や技術能力の発展如何に係わっているからである。また、法的・技術的分析だけに拘束されない、正義・連帯・信念といった独自の次元からの能力の必要に係わっているから

である。CWもこうした対処を求められるのひとつの課題である。CWは、“共通価値”⁸⁾としての国際安全保障が直面する専門性や技術能力を求める問題に係わるからである。また、正義・連帯・信念といった理念の発展を要請ないしは検証する問題にも係わるからである。

CW「有志連合」= coalition of willingness は、1991年の“湾岸戦争”⁶⁾にその始まりをもつとされている。その趣旨は、戦争を含めた国際共同体に関係する諸問題の処理に、世界が共同して参画することにあるとされている。UNの安全保障システムの履行並びに補完及び代替ともされている⁷⁾。事実、現代に不可欠なグローバルガバナンスの必要を考えれば、方法が戦争であっても、これへの参画は必要とされ、結果として支持されている。たとえ戦争の拡大をもたらされてもである。戦争は、“違法だが、必要である”⁸⁾との弁明の不可思議な弁明で括る危険は、大いにある。しかし、この危険な言辞が示す事態に対し、法的手続きの厳守による遅滞は、無条件に肯定されるべきではない。暫定的処理であり、特定のイデオロギーによる処理であり、力行使する者達の自省が、多数の参加によって実現される可能性はないとはいえない。たしかに、合法性はともかく、多数と正当化を結びつける論理は、確定的ではない。“強盗が、多数集まれば、強盗行為が正当化されるのではない”。CWを、国際法の変革と評価するには、論証されるべき課題は多い。しかし、新しい戦争様式として考えてみる理由は、批判の姿勢を忘れない限り多いにある。CWが、第二次世界戦争中の航空機による戦略的無差別爆撃や原子爆弾投下を、戦争の終結を早めるという倒錯¹²⁾で擁護することの現代的再来であってはならないからである。CWに、こうした倒錯の可能性が全くないと言い切

れない。特に、これを、一国の覇権の上に成り立つ新しい軍事的共同参画方式としてはならない。

本小論は、「戦争の抑制メカニズム」¹⁰⁾、「戦争の政治メカニズム」¹¹⁾や「戦争・戦闘の全般メカニズム」¹²⁾を、研究課題にしている国際法学・国際政治学・軍事学の視点からCWを、検討するものである。CWは、とりあえずこうした専門的視点から検討するのが有効だからである。しかし、この検討は、それぞれの専門領域内のみで完結できるものではない。CWは、新しい国際安全保障制度や世界秩序の再生という広い範囲の問題に係わるものである。だとしたら、これら専門領域の共軌の必要が考えられなければならないはずである。

本論は、まず、上記の個別専門領域の固有の関心から、“CWとは何か”という問に回答を試みる。その上で、それぞれの“固有の回答が孕む問題”を指摘する。そして、他の専門領域による回答を共軌させ、全体として検討すべき問題を提起する。その上で、CWのあり方とUNの国際安全保障システムの再構築を結びつける視点から何等かの回答を模索するものである。

[注]

(注の表記は、「科学情報流通技術基準 SIST 02」による。

- 1) 信夫淳平. 戦時国際法講義 第1巻. 丸善株式会社, 1941, p.2-4. 特に軍事史の観点からは、ジョンキーガン, 戦略の歴史 抹殺・征服技術の変遷 石器時代からサダム・フセインまで. 遠藤利国訳. 心交社, 1997, p.135-156.
- 2) 前掲 1) 信夫. 戦時国際法講義. p.5, キーガン. p.420-328.
- 3) 戦争への参加において典型的な形態は、介入である。戦争の早期解決を含め、戦後処理の問題を考えれば、介入は、戦争を長引かせることになる。例えば, Luttwak, Edward N. Give War a Chance. Foreign Affairs. Winter1998-99. vol. 78, No. 41 を参照。
- 4) 石本泰雄. 大阪市立大学法学叢書 (11) 中立制度の史的研究. 有斐閣, 1958, p.15-21; 和仁健太郎. “中立制度に対する戦争違法化の影響”. 東京大学国際関係論研究会, 2002-3, No.18, p.27-46; Baker, J. P. “The Doctrine of Legal Equality of States”. British Year Book of International Law, 1923-1924, p.1-20 参照. ; 小谷鶴次. 戦争と中立の関係. 外交時報. No.896, 1942 も参照。
- 5) coalition of willingness をコアリションと邦訳表記する例が、ここでは、willingness にこの概念の本質があるとみるから「有志連合」と表記する。willingness の実質に懐疑的側面があるとの疑問をもっている。
- 6) 山本草二. “一方的国内措置の国際法形成機能”. 上智法学論集. 1990, 第33巻第2・3号, p.47-86; 中谷和弘. “言葉による一方的行為の国際法上の評価(一～三)”. 国家学会雑誌. 1992～1998, 第105巻第1・2号, p.1-61, 第106巻3・4号, p.243-298, 第111巻第1・2号, p.1-59; 村瀬信也. “国家管轄権の一方的行使と対抗力”. 国家管轄権・山本草二先生古希記念. 勁草書房, 1998, p.61-82; 村上太郎. “「他者規律的」一方的行為の国際法上の対抗力”. 一橋論叢. 2000, 第124巻第1号, p.103-120; 竹内真理. “国際法における一方的行為の法的評価の再検討(一)(二)”. 法学論叢. 2000～2002, 第150巻第6号, p.65-84, 第151巻第4号, p.95-111; 山田中正. “国連国際法委員会第57会期の審議概要”. 国際法外交雑誌. 2006, 第104巻第4号, p.130-132; 同 “国連国際法委員会第58会期の審議概要”. 国際法外交雑誌. 2007, 第105巻第4号, p.170-171.
- 7) Martti. Koskenniemi & Päivi Leino. “Fragmentation: Postmodern Anxieties”. 15.Leiden Journal of International Law, 2002, p.553-579; Eyal Benvenititsy & George. W. Downs. “The Empire’s New Clothes: Political Economy and the Fragmentation of International

- Law". *Stan. L.Rev.*, 60, 2007, p.595.
- 8) シセラ・ボク. 叢書・ユニベルシタス 共通価値 文明の衝突を超えて. 小野原雅夫監訳、宮川弘美訳. 法政大学出版局, 2008, p.55-89.
- 9) 1991年の「砂漠の盾作戦 (Desert Shield Operation) についての軍事的側面からの研究書は、膨大である。本論文においては、航空自衛隊幹部学校. 中東湾岸戦争の研究：ハリオン、リチャード. P. 現代の航空戦 湾岸戦争. 服部省吾訳. 東洋書林, 2000 を参照。国際法学の視点からは、松井芳郎. 湾岸戦争と国際連合. 日本評論社. 1993年；柳原正治. イラク問題と国際法—武力行使に対する国際法の有効性—。法学教室. 2004.2. no.281, p.6-10；を参考にした。
- 10) 桶山千冬. “冷戦後の国連安保決議に基づく「多国籍軍」”. レファレンス. 2003, Feb. No. 625, p.29-30.
- 11) 1999年のコソボ空爆に対するコメントで、J. ハーバースは、“野蛮さと人間性—法と道徳との限界における戦争”という論文を『ツァイト』誌に寄稿した。ここで、彼は、NATO軍によるユーゴ空爆を是認するとみなされるような議論を展開している。「国連による平和創設」の理念に賭けながらも、湾岸戦争の時以上に軍事行動への疑念を表明している。これは、国家主権の限界を超えて世界市民」としての個人の人權を擁護しようとする立場からのものであろう。普遍的人權を規範とする「人權政治」が、国家主権を制限することによって、国家間の戦争が回避され、平和が実現される。そのための暴力は、消極的に必要とされるというものかもしれない。
- 12) 例えば、General LeMay, C.; Kantor, Machinlay. “Book v AAF: War against Japan (1944-1945)”. *Mission with LeMay-My Story*. Doubleday & Company, 1965, p.319-390 において、原爆の投下に対する兵士の使命から、自責を覚えるものでないとしている。
- 13) 国際法学の主要な任務のひとつは、いかに主権国家による物理的強制力を抑止することにある（たとえば、大沼保昭. 戦争責任論序説. 東京大学出版会, 1975, p.3 や同. “国際社会における法と政治—国際法学の「実定主

義」と国際政治学の「現実主義」の呪縛を超えて—”. 日本と国際法の100年 第1巻 国際社会の法と政治. 国際法学会編. 三省堂, 2002, p.1-34.

- 14) 国際政治学（国際関係学）においては、戦争は、その勃発と展開のメカニズムに議論の中心が置かれている。特に、リアリズムアプローチにその傾向が見られる。（たとえば、吉川直人、野口和彦編. “リアリズム”. 国際関係理論. 劉草書房, 2006, p.123-153.
- 15) 軍事学の定義は、曖昧である。戦争の科学的・哲学的分析により、戦争現象を分析したり、勝利のための方法について理論的・実践的に研究するものである。（たとえば、防衛大学校、防衛学研究会編. 中山隆志. “軍事力の概念”. かや書房, 1999, 14-29.

I. CW に関する国際法学的検討

1. はじめに：CW と国際法学

国際法学は、CW にどのような関心の持ち方をしているのだろうか。国際法学は、CW に関心を持っていないことはない。しかし、その関心は、CW が持つ問題の核心からずれた所に関心を置いておけるように思える。また、その関心があったにしても、その方法において余りにも、制度化された国際法学の枠内にだけに閉じ込めて検討しようとしているように思える。しかし、さらに重要なことは、武力規制への、知的情熱の後退である。CW を、現代国際法学が継承している戦争の抑止や廃絶に対する国際法の実効性を確保し、発展させるようにすること。そして、この目的のために、何を再検討しなければならないかという視点で捉える関心の不在は、否定できない事実である。特に、研究のテーマの展開から、CW に言及せざるを得ないと思える研究であっても、CW とは、何かという事実把握への関心は間接的なものでしかない¹⁾。したがって、CW についての課題も提起されて

いない²⁾。

この姿勢は、国際法学を含めた法学一般の事実に対する認識のありかたから導きだされる結果である。いわゆる、法学一般の思考方法の特性からというものである。もちろん、法学の世界においては、法学的思考、特に、解釈の前提である事実認識についての理論的関心は長い伝統を持っている³⁾。国際法学が、この伝統をどのように問題にしているかは、条約解釈論についての研究をみれば、確認することはできるであろう。しかし、有権的解釈が、主権国家に分散されている国際法においては、ハンス・ケルゼンが指摘するように“法政策的解釈”が優越している⁴⁾。実際、CWが、国際的基本法としてのUN憲章の国際安全保障規定に係わることから、その解釈には、“法原則解釈論”⁵⁾が適用される可能性もある。したがって、「事実」把握は、解釈に特有の意味を持ってくる。国際法学にとってCWとは何かという問題の意義は、ここにある。つまり、国際法学は、法解釈の前提として、CWとは何かを、その法的根拠に立って明らかにしなければならない。しかし、「事実」を捉えるということは、国際法学固有の認識方法を無視して行なうということではない。国際法学上の何かに根拠つけて捉えられた「事実」を、より普遍的な「事実」に仕立てあげることである。ここから国際法学による「事実」に対して、より広範囲な意味を与えることである。こうして、CW問題の国際法学的意味がより深いところで明らかになる。そして、CW問題が、グローバルガバナンスに対する国際法学の貢献の意味や課題に係わるのが明らかになるのである。

では、CWとは、何かを明らかにする国際法学上の材料について説明して見よう。第一に、UN憲章第2条4項を取上げたい。第二に、UN憲章第2条1項を取上げたい。な

ぜならば、これらの基本原則条項は、CWとは何かを解き明かす格好の国際法的検討の材料になるからである。UN2-4は、CWとは何かについて、“なぜ、これを知る必要があるのか”を知ることによって議論上の根拠を提供する。また、UN2-1は、CWが、“なぜ必要なのか”を知ることによって議論の場ないしは根拠を提供するからである。すなわち、これら条項の解釈から、CWとはどのような国際法の問題を持っているのかを明らかにするために、これらの条項は有意義な内容を持っているということである。また、第2章では、CWとは、何かとの理解を叩き台にして、国際法学からみた課題を提起する。その第一の課題は、CWについての事実をいかなる方法で捉えるかである。UN2-4の戦争から武力への規制の拡張に含意された立法者の意思に対応して、有効な規制のための方法を、どのように発展させたらよいかを議論する。第2の課題は、CWの存在意義の根拠になりうる“参加の必要、場合に応じた主導国の軍事的主導の必要”を、UN2-1の国家平等観念の責任遂行への転換という視点から議論する。

2. CWとは何か：「事実」と「意味」のためのコロラリー

2-1. “事実”の把握”についてのコロラリー =CWと憲章第2条4項；武力規制強化の必要性。

第1のコロラリーは、CWとは何かに答える上で、UN憲章第2条4項（以下、UN2-4と略記する）は、問題提起的である。UN2-4は、原則として加盟国間における武力不行使を定めている。この規定の実効性は、憲章の第1条1項、第11条と12条、第7章並びに8章のメカニズムの機能如何に係っているが、国際法にとっての“革命”だといわれている⁶⁾。しかし、この“革命”には、もうひ

とつ“隠された革命”がある。それは、本項が規制対象を、戦争から武力に“拡張”したことに含意されている“革命”である。すなわち、武力行使規制の“実効性の強化のために、激変する軍事力全般を把握し、これを規制の強化に結びつける営みを持続させる黙示の指示”である⁷⁾。

この“黙示の指示”とは、2-4に文言として規定されていない。“戦争から武力へと拡張”された事実に含意されているものである。振り返ると、LN規約第10条は、相互に外部からの侵略に対して、その領土保全と政治的独立（形式的独立でしかないが）を尊重し、その擁護を定めていた。これは、平和的解決手続が失敗するまで、戦争の開始を遅らせるモラトリアムを定めたものに過ぎなかった。1928年のパリ条約（ケロッグ・ブリアン条約＝不戦条約）は、法的次元において、全ての武力行使を禁止するものではなかった⁸⁾。このように1939年の“ショック”までには、戦争という名前をかさない戦争が、多様な名称（事変や事件）をもって実行されていた⁹⁾。UNの創設過程で、LN期におけるこの詐術の経験を踏まえ、戦争の禁止は、武力一般の禁止へと拡張された。もちろん、大国の恣意による武力行使を完全に禁止する内容を有するとは言の意味では、採択されなかった。しかし、戦争の権利は、加盟国の国家主権の属性としては、完全に消滅したとされている。また、上述のように、この規定の実効性が、国際の平和並びに安全に関する規定と実行に係わっていること。しかも、規定自体の不備と実行の恣意は、誰の目にも自明とすれば、その革命としての意義は、限定的かもしれない。しかし、その革命的意義は、規制の対象が、戦争から武力に拡張されたこと自体にある。であるならば、その何かこそが発見され、議論されなければな

らないはずである。これは、軍事の変化とこれらへの的確な評価であり、これらに基づいた国際法的規制の有効化・実効化への一連の取り組みである。

事実、第二次世界戦争後に限ってみても、UN外も含めて、兵器や戦闘行為形態の変化への規制は、多く実施されている。例えば、1945年の国際軍事裁判所憲章（IMT）は、戦争犯罪に“軍事的必要により正当化されない都市、町または村落の不当な破壊または荒廃”を含むとしている。また、“人道に対する罪”には、“全ての民間住民にたいして行われた非人道的行為”も規制の対象に拡大されている。さらに、「平和に対する罪」という観念の成立をも見ている。UN内でも核兵器（1946年の総会最初の決議である“原子力の発見にともなう諸問題に対処する委員会の設立に関する”決議、“原子力兵器および、全てのその他の大量破壊兵器の個別国家の防衛からの廃棄”決議や1996年7月8日に国際司法裁判所が出した“核兵器の使用及び威嚇の合法性に関する勧告的意見”）、BC兵器、環境改変技術敵対的使用兵器や特定の通常兵器の禁止や制限に関する決議や条約制定への関与が、2-4の有効化や実効化の証拠として挙げることができる。特に、ジュネーブ第一から第四条約並びに第一・二追加議定書は、2-4が含意している取り組みの証拠である。また、“武力不行使原則の実効性強化——国連における最近の動き——”にも述べられているように、2-4の強化は、多面的に行われているとみても差し支えない¹⁰⁾。また、この他に間接的な対処もUNの各面で多様に実施されている。たとえば、UN事務総長の委託による報告書も、間接的な武力規制に関する国際法規制の創造として評価されるべきものである¹¹⁾。2002年の“ブラヒミ報告”は、UNの平和維持活動に関するものだが、平和

と安全に対する UN 部局の連携の必要を通して、武力規制の発展に貢献している。

CW は、これらの取り組みにとって、どのような意味を持つ、新しい武力行使形態なのだろうか。ふたつの意味を指摘することができる。ひとつは、UN の国際安全保障システムを再生させる契機とし捉えるものである¹²⁾。もうひとつは、UN の国際安全保障システムが崩壊しつつある契機として捉えるものである¹³⁾。これらふたつの指摘は、理念的把握であり、実態は、両面を含むものである。しかし、現在並びに近い将来という次元で考えれば、後者の傾向が持続性を保持していると認めざるを得ない。

なぜ、なのだろうか。それは、CW が、UN とその安全保障システムへの大国による機会主義的利用やこれによる国際安全保障システムの再生の様相を濃くしていることにある。この意味で、2003 年のイラク戦争は、この傾向への契機としての意味を持っていたといわざるを得ない¹⁴⁾。また、その底流に、表現や認識も多様であるが、“帝国の生成・発展・溶解”という過程があることを忘れてはならないであろう。

UN との関係におけるイラク戦争の CW の特性は、UN やその安全保障理事会における、意思決定の不能ないしはこれへの確信犯的決定にある。武力規制に関する UN 憲章の不能や実質的無視は、新しく始まったことではない。しかし、CW という集団的武力行使については、UN や憲章に対する“破壊による再創造”の姿勢が明確に読取れるということである。CW は、UN や憲章に対する挑戦による再創造としての意味を明らかにしている。“帝国の生成・発展・溶解”という過程に移してこの実態を見れば、米国による世界的な軍事・警察活動の構築という面も無視できない事実に違いない¹⁵⁾。

新しい武力行使としての側面を有する CW は、UN2-4 が含意する、戦闘形態の変化とそれへの規制対象の必要に値するものである。しかし、「事実」としての CW に対する国際法学の姿勢は、その「事実」を把握しようとするようになっていない。事実に対する法学一般の伝統的姿勢の域を越えるものではない。規制の実効性が、「事実」の的確な把握にあるとすれば、間断なく進化ないしは変化する兵器や戦闘形態を規制の網に掛けることはできない。それは、CW が、新しい兵器や戦術（その面も大きい）を使っているからではない。UN2-4 に関する国際法の関心は、武力とは何かや、行使の形態についての静態的概念把握に集中しているが、これらの前提としても、「事実」を的確に把握することを重視する必要がある。「事実」を、どのように把握するのか。これが後に検討する課題である。

2-2. “意味”の把握”についてのコロラリー
=CW と憲章第 2 条 1 項；参加の必要性。

第 2 のコロラリーは、CW とは何かに答える上で、UN 憲章第 2 条 1 項（以下、UN2-1 と略記する）は、問題提起的である。CW は、UN の国際安全保障システムへの挑戦ないしは再生としての意味を持つている。また、これは、常に国際法上の正当性の検証を受けるべき武力行使形態である。CW は、グローバルガバナンスへの共同参加という意味をもっている。しかし、他面で、“帝国の生成・発展・溶解”という現代的コンテクストの下での米国による世界的な軍事・警察活動の支配に関連していることが明らかである。CW は、グローバルガバナンスという公共目的の実現を目指しながら、米国の軍事的コントロールという側面ももっている。CW は、その中にこうした抜きがたいアポリアを、含んでいる。そのアポリアを浮き出し、しかしながら、

その「意味」を捉える理由を引き出す国際法学的材料が、UN2-1である。

UN 憲章第2条1項は、国家平等を規定している。UN加盟国にとっては、憲章並びに一般国際法上の原則である国家平等は、憲章上の強制的措置にも当然に係わっている。したがって、この強制措置の類型であるCWも国家平等に係わってくる。どのような係わりをもっているのだろうか。そのひとつに、CWが持つ国際の平和に対する脅威、平和の破壊や侵略行為に対するUN加盟国による共同対処への参加の必要性の論拠としてのものである。この手の集団的武力行使が、国際社会全体の利益にもとづいて共同してなされるという憲章上の義務だとしよう。しかしながら、従来の国家平等観念からだけでは、この義務の説得性を得ることはできない。国家平等観念を根拠にして、参加並びに不参加の自由の根拠になるだけだからである。しかし、CWが、グローバルガバナンスとしての有効な手段であるならば、これへの参加義務の根拠が憲章やUNの慣行から積極的に構築されなければならない。CWは、単なる大国の一方的国益実現の手段という側面を持っている。しかし、同時に、国際公役務という側面をも持っている。加盟国のこの国際公益務への積極的参加は、国家平等観念の理解の変革なしには、ありえない。国家平等観念を、どのように再構築すればいいのか。これは、結果として欠点の多い現実のCWをどのように変えていくことにどのような貢献をするのだろうか。また、ここに課題があるとしたらどのような課題（これは、第2章で検討する）なのだろうか。

簡潔に憲章第2条1項の国家平等について説明しておこう。これを、日本の国際法学において、この問題の古典のひとつに類される故田畑茂二郎教授の『国家平等思想の史的系

譜』¹⁶⁾を土台にして説明してみよう。国家平等は、絶えず現実との乖離による“単なる擬制”として批判的に受け止められてきた。また、近現代に固有の国際社会の組織化にブレーキをかける観念として、現実的に障害をもたらすとされてきた。前者への批判は、ともかく、グローバル化がグローバリゼーションと呼称されるようになってきている現代においては、後者の批判は妥当性を持っているかもしれない。しかし、この観念は、いずれの批判を妥当とするほどに単一的な意味をもつものではない。その意味は、多義的である。

この多義性を、近現代国際法の中から見よう。そのひとつに、この観念は、その規定内容が、法主体の事実上の差異に関係なく適用されるという理解がある。国家間の力関係に影響されずに、国際法が平等に適用されるという「法の前における平等」は、国際法の実践の諸面に多々見られるものである。もうひとつは、故田畑教授が言うところの「法の内における平等」という理解である¹⁷⁾。これは、自然権の観念を前提かつ継承して、国家が、同一の権利義務を有し、または、これを有する資格をもつものとして理解するものである。国家の国際法上の地位が実質的にも全て平等だとする理解である。この理解に立ちながらも、この観念は、国家が、形式的に自己を拘束する国際法の形成に、平等に参加し得ること。また、自己の意に反して他の拘束を受けないことを意味するとする理解もある。これら両者は、事実上の差異があるのも係わらず、国家の全てが平等でなくてはならないという一点で、双方の相違を見つけることはできない。通常、前者は、「機会の平等＝実質的平等」、後者は「結果の平等＝形式的平等」とも呼称されている¹⁸⁾。

では、なぜ、この観念が、こうした相違があるにもかかわらず、二様の意味で理解され

ていたのだろうか。これらの相違は、矛盾するものではなかったという以外な答えが出てくる。というのは、これらふたつは、国家の「独立権」の別の表現だからである¹⁹⁾。したがって、この独立を意味する限り、双方の相違はあまり意味がないということである。こうした系譜をなぞらえると、憲章第2条1項の国家平等観念は、単なる国家の独立に貫かれたものではないとの推察が可能になる。

では、憲章第2条1項の国家平等観念は、どのような意味を持っているのだろうか。UNを含めた主要な政府間国際組織の存在理由が、これにひとつの答えを出してくれる。また、グローバリゼーションに伴う新しい世界秩序ないしは国際秩序の構築や維持への参加の必要が、ひとつの答えを出してくれる。これらは、政府間国際組織の機能を強化するために形式的平等を実質的に修正して、国際法の適用や執行の客観化を図る必要性から出てきた理解である。具体的には、UN安全保障理事会制度における拒否権や加重投票制度、新国際経済秩序の主張に見られる理解である²⁰⁾。

では、UN憲章第39条に基づいて強制的措置の勧告もしくは決定がなされた場合を考えてみよう。UN(安全保障理事会)による強制的措置の実施手順が実現されていないから、事実上の参加の強制は起りようがない。また、第39条には、勧告が定められており、実際に、UNの慣行では、参加は強制されないから、修正された国家平等といえども、抵触は起こりえないかもしれない²¹⁾。

問題は、CWへの参加が、UNの権威を背景に実行されている故に、憲章上の国家平等観念が、これにどのような働きと課題を提起しているかである。合法・違法の基準ではなく、国際法上の「対抗力」の観点から安保理の行為を「国際機関の一方的行為」として捉

えることである。そして、安保理が、「国家の一方的行為としての戦争を「束ねる」形で容認し、それによってUN自身の一方的措置に転化させた」と考えである²²⁾。CWは、UNの強制措置の限界への対処であり、憲章を越えたものであるから、憲章に関係付けるのは必要がないとの見解もありうるであろう²³⁾。憲章の原則規範である国家平等とは、関係する必然はないということである。しかし、一面で、CWのリーダーシップを取る国家は、その合法性や正当性の根拠を捜し求めるものである²⁴⁾。そして、現代においてより広範囲かつ客観的正当性の根拠のひとつは、憲章において多くはないのも事実である。特に、武力行使への憲章の関与は、UNの最も重要な仕事である。したがって、CWが、単なる武力行使ではなく、正当性をもとめるとしたら、その根拠になるのは、UN憲章において多くはないであろう。UN憲章は、無視できないのである。さらに、その正当性を、グローバルガバナンスの必要性においたとしても、それ自体、憲章に関係なく主張するのは、困難である。この場合でも、グローバルガバナンス自体やその内容の正当性が検証されなければならない。この検証の基準になるのは、憲章であることは確かである。

CWに係わる憲章上の規定は、多くある。しかし、CWが、参加の意義を背景にし、自発的参加とは言え、国家への強制というニュアンスを含むことは明らかである。参加において、国家平等観念は、確保されているか。

もし、憲章第2条1項が、いわゆる法原則のひとつだとしよう。すると、その解釈には、法原則解釈論が、適用される余地がある。法原則解釈とは、ロバート・アレクシー = Robert Alexy が指摘するように、解釈者の意図や利益を目的にする解釈が、最大限に許

容されるものである²³⁾。本項の国家平等観念の解釈に則して言う、参加を主導する国家にとっては、たとえ強制を意図しても、強制は存在しないと主張できる。あるいは、強制があっても憲章上の義務履行として、参加国の義務の履行として国家平等の侵害への批判に答えることができる。すなわち、国際組織の活動における国家平等の制限も、国際組織外のそれも、実質的国家平等の実現と言い換えることができるのである。

これは、憲章における国家平等観念が、CWを通して、そのあり方の再構築を求める問題として立ち現れていることの証拠ではないのだろうか。戦争への参加という問題に、国家平等観念は、UNの安全保障システムへの批判と限界を主張する特定の国家の意図に適合するように働くのか。それとも、UN憲章における国家平等観念に関する解釈の政治化の危険を認めながらも、UNの目的をより実質化していくために国家平等観念の可能性に賭けるのか。すなわち、多数の危険はあるものの、多数による相互牽制の効果に期待し、ここに国家平等観念の自由な働きを期待することができる。国家平等観念の使いかたは、UNの可能性を開く上で大きな役割を果たすであろう。それぞれの国家が、UN目的に照射させながら、国家平等に基づき自由にCWへの参加を検討することは、期待以上の効果をもたらすものである。そのためには、この観念を“独立権から自然に派生する一種の自由に関する憲章上の責任原理への転換”としてみてもよいのではないのだろうか。

現状のCWへの参加は、特定の大国による実質的な強制という側面が強い。この強制は、UNの集団的安全保障の執行としての面をもちながら、その実態は、特定の大国による戦争という面を拭い去ることはできない。しかし、UNの集団的武力行使の限界ないし

は不能は、UNの枠内外で多様な形態の武力行使の出現を必然としている。この場合、問題は、これへの参加が、加盟国の憲章解釈の自由によって、相互に批判を行いながらなされる必要がある²⁴⁾。この自由を担保する観念が、国家平等観念である。

3. UN にとっての CW；国際法学的課題について

3-1. 課題としての「事実」の把握の方法。

法的推論を行う場合、そのひとつの問題として「(要件) 事実」をどのように捉えるかという伝統的な問題がある。法哲学や民法学の世界では、議論され尽くされた問題である²⁵⁾。しかし、国際法学の世界では関心はおろか、その重要性も認識されていないように見える。国際問題自体の複雑性から事実把握に大きなバイアスがかかるのが常であるからというのがその理由である。また、国際裁判のコンプロミーにおける「事実」なるものも、訴訟対象や論点として合意された「事実」であり、事実の完全な再現とは言えるものではない。国際法学には、「事実」の捉えかたについて、こうした限界ないしは特殊性がある。

しかし、周知のように、国際法学を含めて法学一般の典型的な法的推論(法的思考)は、いわゆる法規範を大前提にし、具体的事実を小前提とすること。そして、事実法規範を適用するという法的三段論法である²⁶⁾。事実が予め法的観点から把握されているということである。ある事象が生じた場合、その事象の事実把握は、適用される法を想定してなされるということである。これは、法的な「事実」としても「生の事実」ではない可能性は、十分にある。国際法学が、事実をどのように国際法的に映しなおしているか問題とされなければならない。これは、単に「生

の事実」を把握する必要だけを言うのではなく、法原則についての解釈にとって重要な意味を持ってくるのである。なぜならば、原理規範の解釈にとって、その条文に本来的に含意された指導原理や時代の変化に適用した解釈をするために、「事実」とその意味把握は、不可欠だからである²⁷⁾。武力行使の禁止条項に含意された原理は、変化する兵器や戦術形態の規制の有効化である。そして、そのためには、これらについての「事実」把握は、その前提だからである。これを、先述の法的三段論法に則して言えば、この小前提にある事実認定の問題を UN2-4 の解釈から課題ないしは方向性を指示するものとして位置付けることである。

もちろん、法学が「生の事実」を捉えることが、本来的に不能であるということではない。実際、法解釈や適用において、「事実」の把握をした後に、適用され得る法との関係から「事実」を法的に再構成するのも事実だからである。ただ、この過程において、具体的な規範が大きく作用して、その“窓枠”にそって把握されるのが、一般的だといだけのことである。

しかし、法学に対してクレームをつけるような「事実」把握の固有の限界は、他の専門分野にはないことなのだろうか。そうではない。カール・ポパーの奇抜な比喩である「バケツ」を例に取れば、科学全体の事実に対する「事実」認識の実態である²⁸⁾。法学だけが、持つ「事実」認識の特性ではない。しかし、その違いはある。事実に対する認識の執着の強度が異なるという点である。規範科学としての法学は、「事実」の間主観性には、関心を持っていなかった²⁹⁾。また、必要不可欠な作業ではなかった。しかし、科学一般にとって「事実」の把握は、何事にも先行する作業であり、これ自体が科学の目的であった

といっても差し支えないほどである。

しかし、法学の世界でも、科学一般の「事実」認識に類似する努力は、皆無ではなかった。亀本洋のいうように“ルールに直接・間接に反映されている法的な観点から構成された事実”という捉え方のように、法的正当化の問題との関連で議論されている³⁰⁾。同様に、田中成明の言うように、これは、法の正当化に係わるのだが、その正当化は、多元的調整フォーラムによって実現されると主張もこれに類する考えである³¹⁾。さらに、C. エンギッシュの「視線の往復」論 (The Form of If-Then Statement) や R・アレクシーの三段論法と類似の論証形式による事実把握論は、これらの努力の事例であろう³²⁾。

この科学論的営みを CW に対する国際法学についてみると、その「事実」認識への関心は、通り一遍の把握で済ませている。その現実の結果は、どのような状況をもたらしているのだろうか。指摘されるべきことは、CW が、UN の安全保障体制への危険な挑戦であることは当然の事として、戦争の発展的規制を阻害することに貢献していることである。UN2-4 の実効性の脆弱性や非一貫性は、UN の過去と現状を考えれば当然であるが、国際法学におけるその発展を確保する努力の不在は、無視できないものである。2003 年のイラク戦争における CW が深刻な意味を持つというのは、米国の独善だけを言うのではない。国際法学が、UN の武力不行使原則に、学問の側から力を与えることができなかったことである。したがって、UN2-4 の“戦争から武力への拡張という過程に含意されている指示”に対処する学問的責務が、国際法学に託されているといわざるを得ない。この論文が、国際法学、国際政治学や軍事学との協働という形をとるのは、この批判と深くかかわっている。

3-2. 課題としての「参加」の意義。

CWは、一面で、グローバルガバナンスという国際的な公共性を有している集団化された一方的行為＝制裁のひとつである。しかし、他面で、米国の一方的軍事措置ならびに世界戦略という面も濃厚である。こうしたパラドキシカルな性格を有するCWは、多様な危機への即時かつ有効な対処として繰り返されるであろう³³⁾。したがって、UNの加盟国にとっては、UN憲章の遵守と発展のために可能な限りの自発性で、CWへの参加が要請される状況も支配的になっている。

さて、国際法上の諸観念は、時代に対応して創造され、その内容はもちろん、その役割も変化して行く。国家平等観念も、その例外ではない。この変化を、国家平等観念について見れば、歴史的系譜と現実とから新しい働きの面を知り、可能性を予測することができる。それは、単なる国際社会の組織化からのものではない。D、ハーベイの指摘する地球次元での“時間－空間の圧縮”という、地球単位の社会の出現である。すなわち、グローバル化の出現とその加速である。社会学の世界という所の「世界社会」の生成である³⁴⁾。さらに、S、ホールのいう「地球上の相対的に分離した諸地域が単一の想像上の『空間』の中で、相互に交流し合う」という意識を普遍化する域までに達している。こうした変化と「想像の共同体」³⁵⁾という国家の現代的変容に併走した現実は、国家並びに国家主権と分かち難く繋がっている国家平等観念に新しい理解を求めている。グローバル化の進展に伴う世界規模の秩序構成に対する国家の役割を再画定する上でこの観念の再定置は、中芯の問題にならざるを得ない。特に、これらの問題の中で、グローバルガバナンスのための集団的制裁は、その正当性の要素を大きくしなければならぬ。この

問題に、この観念の果たす役割は、過去のいずれの問題状況にも増して大きいといわざるを得ない。

グローバルガバナンスやUNの国際安全保障システムにとって、CWは、両義的な働きをしている。国家平等観念は、このいずれの働きを検証する国際法観念としての役割を果たすことができる。ひとつは、絶対的国家主権観念から出てくる集団的武力制裁への参加の自由の国際法的検討の材料としてのものである。もうひとつは、相対的国家主権観念から出てくる参加の強制の国際法的検討の材料としてのものである。もちろん、後者の強制は、国際組織における実質的な国家平等の制限であっても、強制と見なされないものである。すなわち、この観念は、国際社会の組織化に対する積極的な意味理解に転換された今でも、その根底には、絶対的国家主権の別称としての疑いが払いのけられてはいないのである。

UNを含めた国際機関において、国家平等は、国家の平等を抑制するように機能している。その積極的効果は、国際組織を通しての国際社会全体的利益の実現に貢献している。しかし、これは、国家の受身の姿勢による効果であるに過ぎない。グローバルガバナンスは、反対に国家の積極的参加を求めている³⁶⁾。特に、国際安全保障については、その積極的参加が必要になっている。この立場から見れば、国家平等観念の積極化が、求められてしかるべきである。平等であるゆえの平等な責任の実行である。国際社会の組織化や国際組織の発展は、国家平等観念の縮小に積極的な評価を与えてきた。国際社会の組織化の要請という次元では、これは当然の評価であろう。しかし、歴史の変化は、地球社会の秩序構築に、国家への義務＝責任を大きなものとしている。国家平等観念は、この義務

への積極的参加の契機として働くことを要請している。いまや、国家平等観念は、こうした義務の履行を平等に負担する観念に変更されなければならない³⁶⁾。CWは、この指摘の確認の場になっている。

4. 「事実把握」・「参加」の必要性和方法。

国際法学が、CWについて第1に問題にするのは、CWとは何かである。この第1の問題については、ふたつの議論を行ってきた。そのひとつは、「事実把握」の必要性に関する問題である。すなわち、この問題を検討する国際法学の検討材料を特定し、なぜ、「事実の把握の必要性」の問題である。そのひとつの国際法学的検討の補強材料は、UN憲章第2条4項である。その理由は、この条項が、その規制の対象を、戦争から武力に拡張したことに含意されている「指示」にある。すなわち、変化する軍事に対応して、国際法による規制力を増大させる努力をすることの「指示」である³⁷⁾。確かに、この条文には、このような「指示」を示す文言は、書かれていない。しかし、国際社会の基本法、すなわち、原則規範としてのUN憲章は、それぞれの文言が表す以上の意味を含んでいる。原則規範の解釈は、その意味をも含めて文言の内容を確定するものである。したがって、UN2-4の“武力”という文言に、“戦争から武力への拡張”の意味を求めることは、解釈として可能であろう。現実には、兵器や武力行使の形態が激しく変化している。これらの変化に対応した武力規制の法的措置が、常時、検討されなければ、LN（国際連盟）における“戦争”という文言が辿ったのと同じ運命を甘受することになる。この再来を防止するためには、原則規範の解釈において、「事実的確な把握」とこれへの「歴史的意味理解」を複合させてなされる必要がある。「事実の把握」の

必要性”とは、国際法の原則規範としてのUN2-4の“武力への拡張”という事実を解釈する際に不可欠な作業なのである。

もうひとつは、「事実把握」の方法に関する問題である。すなわち、事実としてのCWの把握の問題である。「事実把握」は、法解釈の前提である。しかし、法学における「事実把握」は、事実に適用され得るとされる文言の解釈を法論理的に行なうという観点からしかなされていない。これは、法解釈による法の適用という法学の使命に則したものである。しかし、法原則規範の解釈においては、より広範囲な「事実把握」を行わなくては、原則規範の多様な法的指針を読取ることにはできない。実際、広範囲な「事実把握」は、正確な「事実」の把握を自然にもたらすものではない。しかし、「事実把握」への関心の拡大、特に、その方法の発展への関心は、原則規範の解釈の妥当性に貢献する。また、原則規範の解釈が陥りがちな恣意的な政策的解釈を抑止することにも貢献する。こうした意味での「事実把握」は、法学の枠内で自己完結することはできない。そのためには、他の専門分野との協働が求められなければならない。どのような方法としての協働が必要なのか。

第2の問題は、「参加」の必要性和方法の問題である。この問題を検討する国際法学材料は、UN憲章第2条1項である。すなわち、加盟国の主権平等すなわち国家平等条項である。まず、「参加」の必要性は、この観念の現代的変容から、導き出せる。すなわち、CWへの参加の必要が、国際公益務への参加義務との関係で捉えられる。先にも指摘したように、CWという“一方的な集団的制裁”は、実態として、UNの集団的制裁の限界という臨界域に生じたものである。そして、この臨界域では、米国主導の下での参加

の実質的な強制的要請と新たなグローバルな脅威に対する国家の積極的参加要請が、交錯したものであることも指摘した³⁸⁾。これは、CWの実行にとって、国家平等観念が、重要な係りを有するものである。なぜなら、CWが、国際公益務としての一面を持ちながら、特定の大国の一方的政策による武力行使への実質的な強制動員の性質をもつのか。あるいは、CWが、UNの国際安全保障の遂行に加盟国が自立的に参加する新しい措置の出現を予兆するか判断に、この観念が、重要な役割を果たすからである。

CWは、特定の国家が主導する“集団化された一方的な国際的武力措置”である。したがって、国家平等観念は、その参加の判断の自由を支える観念として機能する。しかし、事実として、多数の国家のCWへの参加が、その正当性付与の現代的メルクマールを示すとすれば、国家平等観念は、これへの参加の義務や責任の行使を支えるものとして理解されなければならなくなる。国際社会における危機の現代的特性を見れば、危機への集団的かつ即時の対処は、必要である。CWは、UNの広義な目的を暫定的ないしは部分的に代替する活動としての側面を持っている。国家平等観念は、CWのこの機能を発展させるように期待される。

国家平等観念は、CWへの“[参加]の方法”にも関わっている。この観念は、CWへの国家の参加を喚起する義務ないしは責任という方法への転換の論拠として働くものに転換しつつある。従来、国家平等観念は、国際組織による組織行動の必要であっても、これへの国家の参加の自由を支持する論拠として働いてきた。参加不参加の自由を支える観念として働いてきた。しかし、冷終了後、安全保障理事会が、平和並びに安全に関する法形成と法執行に積極的な対処をする中で、加盟

国のこれらへの参加の義務ないしは責任は、大きくなってきている。もちろん、こうした参加の義務や責任が、CWに見られるように大国の主導による一方的集団措置との関係で、その正当性に懐疑を引起しているのは事実である。しかし、一方で、UNによるグローバルガバナンスへの参加への必要という観点からみると、この観念の転換が求められる条件が生まれている。“[参加]する自由”から“[参加]する責任ないしは義務”という方法の出現である。国家平等観念は、この方法を支える理念に転換している³⁹⁾。

[注]

(注の表記は、「科学情報流通技術基準 SIST 02」による。

- 1) 前掲 10) 桶山千冬. 冷戦後の国連安保決議に基づく「多国籍軍」。
- 2) 山本慎一. “国連安保理による「授権」行為の憲章上の位置付けに関する一考察——多機能化する多国籍軍型軍事活動を例として——”. 外務省調査月報. 2007, No.2, p31-52.
- 3) 国際法学の特有の解釈については、松井芳郎. “国際法解釈論批判”. マルクス主義法学講座第Ⅶ巻現代法学批判. 日本評論社, 1977, p.221-230; 特に、その困難については、Lord McNair, *The Law of Treaties*. Oxford Clarendon Press, 1961, p.364 に、多々、引用される文言がある。“There is no part of the law treaties which the text-writer approaches with more trepidation than the question of interpretations” (“条約法における解釈の問題ほど著述家が狼狽を感じる問題分野はない”)としている。なお、条約解釈を、解釈論として分析するだけではなく、条約の性質に着目して解釈論を展開した著作として佐藤哲夫. 国際組織の創造的展開—設立文書の解釈理論に関する一考察—, 勁草書房, 1993, p.9-20 や亀本洋. 法的思考, 有斐閣, 2006, p.80-86. を参照。
- 4) ハンス・ケルゼン. 純粹法学. 横田喜三郎訳.

- 岩波書店, 1935, p.153.
- 5) 長谷部恭男. “平和主義と立憲主義”. ジュリスト. No.1260, 2004, p.57.
- 6) アラン・プレ、ジャン、ピエール・コット共編. コマンテール国際連合憲章. 東京書籍, 1993, p.186.
- 7) 米田富太郎. “国際連合憲章第2条4項の“戦争から武力”への「拡張」が提起する問題”. 中央学院大学社会システム研究所 紀要. 中央学院大学社会システム研究所編. Vol.3, 2003, p.229-243.
- 8) 不戦条約の内容並びに日本の対処に関しては柳原正治編著. 国際法先例資料集 (1) (2) 不戦条約 (上) (下). 信山社. 1996を参考.
- 9) Kennedy, Paul. *The Parliament of Man: The Past, Present, and Future of The United Nations*. Random House, 2006, p.3-24.
——ポール・ケネディー. 人類の議会 (上). 古賀林幸訳. 日本経済新聞, 2007, p.3-36.
- 10) 山本条太. “武力不行使原則の実効性強化——国連における最近の動き——”. 国際法外交雑誌. vol.86, no.3. 1987, p. 前掲6)) 米田富太郎 “国際連合憲章第2条4項”. P.232-234.
- 11) 庄司真理子. “国連における規範創造の新局面”. 海外事情. 拓殖大学海外事情研究所. 2006-9, p.97-109.
- 12) 平和・安全保障研究所編. 米国の安全保障政策とコアリションに関する調査. 平和・安全保障研究所, 2005, 136p; 多湖淳. “国際制度と集団正当化”. 国際政治. 国際政治学会編, no.132, 90-100.
- 13) Cambell, Kurt. M. “The End of Alliance? Not So Fast”. *The Washington Quarterly*. 2004, Vol.27, no.2, p.160-162; Tertrais, Bruno. “The Changing Nature of Military Alliances”. *The Washington Quarterly*. 2004, vol.27, no.2, p.148-149.
- 14) 前掲11) 平和・安全研. 米国の安全保障政策とコアリション. P.22-30.
- 15) 多湖淳. “安全保障の手段選択における「費用分担」と「正当化」”. 国際関係論研究. 東京大学国際関係論研究会, 2002-3, no.18, p.1-26.
- 16) 田畑茂二郎. 国家平等思想の史的系譜. 有信堂, 1961.
- 17) 前掲16) 田畑. 国家平等. P.23-26.
- 18) 前掲16) 田畑. 国家平等. P.38-41.
- 19) 前掲16) 田畑. 国家平等. P.30-31.
- 20) 前掲16) 田畑. 国家平等. P.10-14.
- 21) 憲章39条の包括的分析 (単なる注解に収斂しないが、解釈論的に極めて精緻な39条論として) 尾崎重義. “国連憲章39条の注解 (1~3)”. 国際政経論集. 二松学舎大学, 2006, no.12, p.71-92, 2007, no.13, p.73-105, 2008, no.14, p.
- 22) Claude, Inis. “Collective Legitimization as a political Function of the United Nations”. *International Organization*. 1966, No.203, p.367-379; Alan, S.Weiner. “The Use of Force and Contemporary Security Threat: Old Medicine for New Ills?”. *Stanford Law Review*, 59. 2006, P.415, 495.
- 23) Alexy, Robert. *A Theory of Constitutional Rights*. Trans. Rivers, Julian. Oxford Univ. Press, 2002, 47-48, 57-59.
- 24) Blokker, Niels. “Is the Authorization Authorized? Powers and Practice of the UN Security Council to Authorize the Use of Force by ‘Coalitions of the Able and Willing’”. *International Peacekeeping*. 22 Jan. 2003, vol.10, no.2, p.89-109. <http://dx.doi.org/10.1080/7140022454>. (accessed 2008-01-08).
- 25) たとえば、辻博明、竹山理. “法的推論における「視線の往復」過程の解明”. 名城法学. 名城大学法学会, 2005, vol.55, no.3, p.1-9.
- 26) 山本敬三. “法的思考の構造と特質—自己理解の現況と課題”. 岩波講座 現代の法 15 現代法学の思想と方法. 岩波書店, 1997, p.60-69.
- 27) Yoneda Tomitaro. “‘Peaceful Use’ Principle of Consideration on the Method of interpretation Principles”. *The Korean Journal of Air and Space Law*. Korean Association of Air and Space Law. 2007. special Number, p.283-286.
- 28) カール・ポパー. “バケツとサーチライト”. 客観的知識. 木鐸社, 1974, p.123.

- 29) 富永健一. 人類の知的遺産 79 現代の社会科学者. 講談社, 1984, p.18.
- 30) 亀本洋. “法的思考の根本問題—ルールとケース”. 法の臨界 [1] 法的思考の定位. 井上達夫・嶋津格・松浦好治編. 東京大学出版会, 1999, p.3-25.
- 31) 田中成明. “転換期の法思想と法学”. 岩波講座 現代の法 15 現代法学の思想と方法. 岩波書店, 1997, p.7-11.
- 32) アレクシーは、三段論法については、それが法的正当化の基本的枠組であることを確信する。その正当化は、エンギッシュ（「往復の視線」）と同様に、三段論法の内部で「視線の往復」を繰り返すことと、大前提自体の正当化を実現できると確信している。
- 33) 危機への有効な対処は、国際法学にとってどのような問題なのであろうか。そのひとつに危機対処への参加の必要と方法の問題がある。国家主権の制限が言われてきているが、その積極的な意味、責任の履行も強調されるべきである。Philip, Alott. *Eunomia New Order for A New World*. pap. ed. Oxford Univ. Press, 2004, p.208.
—尾崎重義監訳. ユーノミア. 木鐸社. 2007, p.333.
こうした国際法上の権利を積極的な責任として捉えるもうひとつの考え方（「保護する責任」）として Evans, Gareth, Mohamed Sahnoun. “人道的悲劇から民衆を保護せよ—介入する権利から保護する責任へ”. *Foreign Affairs*. CFA. 2001, Dec/Jan, p.269-278. : 最上敏樹. 国際立憲主義の時代. 岩波書店, 2007, p.2-22.
- 34) Harvey, D. *The Condition of Postmodernity: An Enquiry into the Origins of Cultural Change*. Blackwell. 1989 は、グローバリゼーションに示唆的な理解を提供してくれる。
- 35) この点については、文化研究の視点からの指摘が示唆的である。たとえば、Hall. S. “New Cultures for Old”. D. Massey & P. Jese. eds. *A Places in the World?: Places, Cultures, and Globalization*, Oxford Univ. Press, 1996. が役に立つ。
- 36) 例えば、環境保護や保全に関して、これがグローバルな問題であるから、その責任は、世界ないしは人類全体が負うべきだとの見解がある。この見解は、決して現実にある国家の責任を回避するものではない。グローバリゼーションの下で、国家の責任は、限定されつつもより重要なものに変質している。
- 37) 前掲 7) 米田富太郎. “国際連合憲章”. p.229-230.
- 37) Sassen, S. *Losing Control?: Sovereignty is an Age of Globalization*. Columbia Univ. Press, 1996、は、グローバリゼーションの下での国家の役割の行方に消極的な理解を示している。しかし、国際的公共務の責任という局面で、**one of them** としての役割可能性は大きくなりつつある。国家平等観念の新しい位置役割がここにある。

II. 軍事学の視点から

防衛研究所 高橋 丈雄

1. はじめに

歴史的に見ると、「コアリション (coalition)」は、統連合作戦¹⁾という軍事作戦の典型のひとつであった。特に、大規模な戦争においては、この作戦様式は、常套的であった。しかし、コアリションによる作戦は、所与の時代における固有の背景とこれに基づく課題をもって展開されてきた。したがって、現代における「コアリション」は、現代なりの「背景」と「課題」を持っている。コアリションについての議論は、この認識に基づいてなされる必要がある。その現代的背景とは、冷戦後の抗争・紛争の種類の多様化とグローバル化³⁾により、軍事力の役割が、軍事的要素を孕んだ世界的規模の問題に対処するための手段となったことである。そして、その現代的課題とは、軍事作戦の重要な機能である指揮統制に関する各国派遣軍相互の“プロセス

内力学”に関する課題である。

本稿では、「現代的コアリション (coalition of willingness)²⁾ (以下コアリション)」の背景と作戦上の軍事的課題を明らかにする。その上で、特定の課題を提起し、その意味を明らかにしながら、可能な限りの回答を試みるものである。具体的には、湾岸戦争を素材にして、「指揮統制」を焦点に組織文化の異なる各国派遣軍によるコアリションによる作戦で戦勝を得るための作戦等の指導について議論する。

2. 現代的コアリションの特徴

2-1. 背景と枠組み

近年、国際社会は、従来の同盟関係の枠を越えたアドホックなコアリションによって事態に対処するケースが増えてきた。一言で言えば、軍事力の行使をめぐるパラダイム・シフトである。

第二次世界大戦後、米ソの冷戦構造の中で、核兵器体系による均衡という国際システムが構築された。そして、このシステムは宗教、民族対立等が原因で発生する地域紛争を抑止する機能でもあった。1989年、マルタ島でのブッシュ、ゴルバチョフによる米ソ首脳会談により東西冷戦の終結が宣言された。しかし、それは同時にこうした地域紛争を抑止するシステムの機能停止を意味した。

そして、国際社会のグローバル化に伴い、これら地域紛争がアルカイダのような国際テロ組織、さらには大量破壊兵器の拡散などと連動して、一見、国家にとって直接的には自国の安全保障に関係しないものの、こうした国際社会の不安定化が、国際の公共利益に影響を及ぼしている。そこで、各国は、いずれ自国に波及するこれらの危険を回避するため、国際社会が協働する軍隊による軍事活動および軍事以外の活動が不可欠なものとなっ

てきた。

従来、国民国家軍は、自国の安全を守るために軍事行動が行われてきた。今後は、国の安全を守る事を軸として、国際の公共財を守り、国際社会の秩序をコントロールするための軍隊（国際公共軍と造語）として軍事行動を行われなければならなくなってきた。

本来なら国連の指揮下で国連軍が国際公共軍として機能するべきである。なぜなら、国連憲章第7章で「平和に対する脅威や平和の破壊、侵略に対して、非軍事的な措置では不十分な場合は軍事的措置をとることができる。」と規定され、各加盟国と国連安保理との特別協定により、「安保理－軍事参謀委員会の指揮下に入る兵力から構成される国連軍が対処する。」とあるからだ⁴⁾。しかし、こうした正規の国連軍は、これまで一度もつくられたことはない。

1950年の朝鮮戦争の際に「朝鮮国連軍」が編成されたが、実態は米軍主導コアリションと呼ぶべきもので、国連憲章第7章が本来予定した国連軍とは異質のものであった⁵⁾。正規の国連軍の創設が困難な理由として、要求される紛争解決のもたらす秩序から得られる便益が、各国により大きく異なる点が考えられる。

秩序回復が地球規模で、各国が等しくその便益を享受できる純粋国際公共財 (pure international public goods)⁶⁾ なら国連軍の創設も可能になるだろう。しかし、多くは、地域規模で、特定の国だけが等しくその便益を享受できる準国際公共財 (impure international public goods)⁷⁾ である。必然的に軍隊の派遣によるインセンティブが存在する国が、コアリションによる国際公共軍の役割を果たそうとする。

湾岸戦争では、安保理は、中国の棄権により4常任理事国間での一致で経済制裁を発動

し、決議 678 において、以前の状態に復帰させるために、加盟国に「必要なあらゆる措置をとる」権限を与えた。しかし、ロシア・中国はイラクに対する武力行使には慎重な態度を見せた。コアリションに参加した専制的な王政諸国もあれば、反米の一点でフセイン批判を控えたアラブ諸国もあった。

一方、湾岸戦争から 10 年後のイラク戦争では、安保理の常任理事国は、武力制裁を迫る米英と、平和的危機収拾に固執するロシア、仏国、中国に割れていた。さらに、アラブ諸国が参加しなかったことがコアリションを特徴づけている。

2-2. 指揮統制の規定

軍事作戦実施に際しては、作戦目的、目標を明確にして戦闘力を集中することが重要である。各国の軍隊・部隊あるいは軍種が各個に独自に行動したのでは、作戦目的を効率に達成することはできない。このためには、統一指揮が原則で、国家の戦争指導機構から作戦部隊まで、どの段階で一人の指揮官に指揮をとらせるか、指揮官にどこまで権限と責任を持たせるかが重要な問題となる。

Wayne A. Silkett⁸⁾ は、コアリションを軍事的な視点から検討し、「コアリションが組織されると、政治的、経済的、社会的目的を達成するための調整、軍事的目標を達成するための戦略計画の合意、そして、言うまでもなく。指揮権の統一が必要」と指摘している。また、米軍のコアリション標準運用手順(MNF - SOP)⁹⁾ でも、「コアリション軍の任務達成のために、最も優先順位が高いのは、統一行動」と指摘している。

軍指揮系統の一元化は、軍事組織にあるいくつかの原則¹⁰⁾ の中の一つで、戦勝を獲得するための原則事項となっている。これは、1871 年にドイツを統一したプロイセン軍に始まると言われる。この特徴は、まず組織が

ピラミッド型で上下関係が明確になっていることにある。つまりどんなに膨大な兵士のいる大部隊の軍隊においても、最終的には一人の指揮官によって指揮されている。また、各級の指揮官の意思決定においては原則として合議制を採らない。これは戦場における部隊の行動を速やか、かつ効果的に行うためのものだ。

しかし、湾岸戦争以来のコアリションによる統連合作戦遂行において、組織文化の異なる各国の軍隊・部隊、軍種でのピラミッド型の指揮系統の一元化の難しさが顕在化している¹¹⁾。一般に、同盟軍では、起こりうる紛争に対して、条約に基づき長期にわたる固定的枠組みを構築し、国家観の共通の価値観に立脚した幅広い利益を共有し、参加が義務づけられている。そして、取り決められた指揮階梯に基づき、相互運用性を重視しつつ、軍事作戦を容易にする能力を養うために共同訓練などを行っている。

これに対して、コアリションは、紛争が勃発してから、特定の任務や目的のために一時的に柔軟な枠組みを構築する。国家間で共通する利益の幅は狭く、条約に制約されない自主的な参加を前提としている。そのため、指揮系統を一元化して、戦勝を獲得するための指揮階梯もその都度構築しなければならない。しかし、指揮権は、自国の権限で、国家の象徴である。また、自国の軍隊であってもそれぞれの軍種の権限・責任に属する。そのため、これらの権限・責任を尊重し、一人の指揮官に指揮権を与えるのはきわめて難しい。

通常、コアリションの派遣国軍に対する指揮・統制には規定がない。安保理決議で指揮権が明記されることが望ましい。しかし、ほとんどの場合、コアリションの派遣を求める安保理決議では、規定がないか曖昧な規定

にとどまっている¹²⁾。そのため、各コアリションの指揮の実態はそれぞれ異なり、コアリション指揮官の持つ権限には大きな幅がある。これらの相違点を解決し、各国・各種軍隊あるいは指揮権を尊重して戦力を集中するため、コアリションの指揮構造として、「統合指揮構造」「主導国指揮構造」「並列指揮構造」の3種の区分のいずれかが採用されている¹³⁾。そして、戦闘指揮 (Combatant Command)、作戦統制 (Operational Control)、戦術統制 (Tactical Control) などの概念が生まれ、一人の指揮官の下に指揮統制がなされるようになった。

コアリションの指揮では、主導国指揮構造型¹⁴⁾が推奨される。主導国指揮型では、通常、最大兵力を提供した国が主導国の役割を与えられ、その主導国の指揮統制が支配的になる。主導国は他の派遣国と協議の上で指揮統制を決定するが、効率的な指揮統制の構築は難しい。派遣国は、自国軍に対する完全な指揮権を留保した上で、主導国の作戦統制に従うことが多い。作戦統制とは、指揮のうち、任務遂行に必要な司令部と部隊の組織化およびそれらを使用する権限である。実態的には、主導国指揮官の主宰によって、各派遣国の任務分担を総合調整する作業または措置と捉えられる。

さらにコアリションによる派遣国は、作戦統制における戦力の使用に関して、任務の全てに同意できない場合や部隊の損害を回避する場合、部隊の練度や装備が不足している場合には、派遣部隊の活動内容、時期、地域に関する手続き停止通告 (Caveats)¹⁵⁾を課すことができる。そのため、主導国の指揮官の指揮権は一層制限され、作戦の効率性や有効性が大幅に阻害される。

このような制限の多い指揮統制にあって、統一行動を行なうには、いかに同質性のある

軍隊を形成するかが重要となる。情報に関して述べれば、メキシコ湾に面したフロリダ州タンパのマクディル空軍基地内に、通称コアリション村 (Coalition Village) と呼ばれるコアリション派遣国の連絡将校が派遣されている情報交換所がある。この村には、9.11米国同時多発テロ後に設けられたアフガン村 (Operation Enduring Freedom) とイラク開戦とほぼ同時に設けられたイラク村 (Operation Iraqi Freedom) がある。二つの村は、フェンスで明確に仕切られ、コンピュータ回線も遮断されている。そして、コアリション調整センターにおいて、米中央軍国は、収集した情報を参加各国に提供し、今後の作戦計画などが協議される¹⁶⁾。

しかし、イラク戦争に反対したフランス、ドイツ、ロシアなどの国々は、イラク村への立ち入りが拒否されているため、自国のみで情報収集しかしない。また、米太平洋軍は、コアリションの作戦上の不確実性を減らすためにいろいろな施策を実施している。そのひとつに小規模有事でのコアリション作戦の計画・実行を容易にすることを目的としたMPAT (Multinational Planning Augmentation Team) がある。古来より作戦・戦闘における意思決定の的確性は収集された情報の質と量に依る。その情報をコントロールすることは、アドホックなコアリションの軍事作戦を指揮統制するのに極めて有効だろう。

3. 湾岸戦争の指揮構造

3-1. 湾岸戦争の指揮統制

1990年8月2日午前2時(現地時間)、戦車350両を中心とするイラク軍機甲師団10万人はクウェートに侵攻を開始した。クウェート軍の約50倍の兵力での奇襲により、午前8時にはクウェート全土を占領した。同時に革命評議会は「クウェート政権が打倒さ

れた。」と宣言し、同日夕刻にイラク国営放送が、事実上の傀儡政権であるアラアール・フセイン・アリー首班のクウェート暫定自由政府の成立を報じた。

国連本部では、イラク侵攻の報せを受けた各国代表が緊急の安全保障理事会を開き、イラク軍のクウェートからの撤退と侵攻前の原状回復を求める安保理決議 660 を賛成多数で可決した。クウェートやサウジアラビアは米国を含む西側諸国をはじめ、世界の多くの国々にとって最重要の石油産出国であり、この国の安全が国際公共財として最優先課題に位置付けられにもかかわらず、国連軍は政治的に出来なかった。米国はコアリションでの攻撃を決め、英国、仏国などもこれに続いた。エジプト、サウジアラビアをはじめとするアラブ各国もアラブ合同軍を結成してこれに参加した。

地上戦開始直前には、サウジアラビアに展開した米軍の総兵力は、陸上兵力として陸軍約 26 万人、海兵隊 9 万人の 35 万人であった。航空戦力が作戦用航空機約 890 機、海上兵力が空母 6 隻、戦艦 2 隻を含む 110 隻にもおよんだ。また、NATO から派遣された英軍 4 万人、仏軍 2 万人、カナダ国防軍の戦闘機が 30 機、イタリア空軍の攻撃機 8 機が実戦に参加した。その他、サウジアラビア軍約 11 万人、エジプト軍が約 4 万人、クウェート亡命政府が約 1 万人であり、これ以外の各国は数千人規模の派遣に留まった。

コアリションによる指揮統制は、米国を主導国とする一元化を念頭に置きつつ、「主導国指揮構造」が検討された。7ヶ月の湾岸危機の間、欧米諸国の政治、軍事指導者たちは、各国それぞれの努力や貢献について調整、連絡した。さらに、各国軍の編制、編成、装備等についての相互認識を深めたりするため、毎日協議を繰り返した。しかし、アラブ合同

軍との間では、コアリションのための積極的な動きは見られず、派遣軍の作戦行動を一つの作戦方針で完全に統一し、作戦指導することは不可能に近かった。サウジ合同軍と指揮構造を受け入れられるものにするには、派遣国の国家的、民族的、宗教的事情が反映されなければならなかった。結局、中央軍総司令官（シュワルツコフ大将）の指揮系統とサウジ司令官（スルタン中將）の指揮系統との並列指揮構造が設けられた。

そこで、派遣部隊の相互調整を細部にわたり行うため、8月半ばにコアリション調整・連絡・統合センター（C3IC）が設置された¹⁷⁾。C3ICは単なる調整所ではなく、米中央軍とアラビア合同軍の双方の司令部の役割を果たした。幕僚間では日常的問題を形式ばらずに合議する場となり、部隊の能力と限界を評価し、それらの部隊が作戦遂行可能な計画を立案できた。このことは、たとえ、並列指揮構造でも司令部機能の構造により「情報の同質性」と「指揮の一元化」が実現していると言えよう。C3ICは、コアリションの統一努力を確保する重要機関となり、「砂漠の盾」「砂漠の嵐」作戦間ずっと機能した。

中央軍総司令官は、明確に指定された指揮権により、戦域内の米国軍全体に対して完全な指揮権を持つことができた。それにより、一部の専門部隊と戦略情報収集機関を除き、派遣された各軍種の部隊は、戦域に到着した後は、中央軍総司令官の隷下となった。

これらの部隊を軍種別に詳しく見ると、中央軍陸軍部は、他の軍種に配属された部隊以外、戦域にある陸軍全部隊を指揮した。「砂漠の盾」作戦では、これらの部隊は、最終的に「砂漠の嵐」作戦の主力となる第 18 空挺軍団、第 7 軍団、さらに、兵站、情報、防空その他の支援にあたる軍団級の諸部隊で構成された。

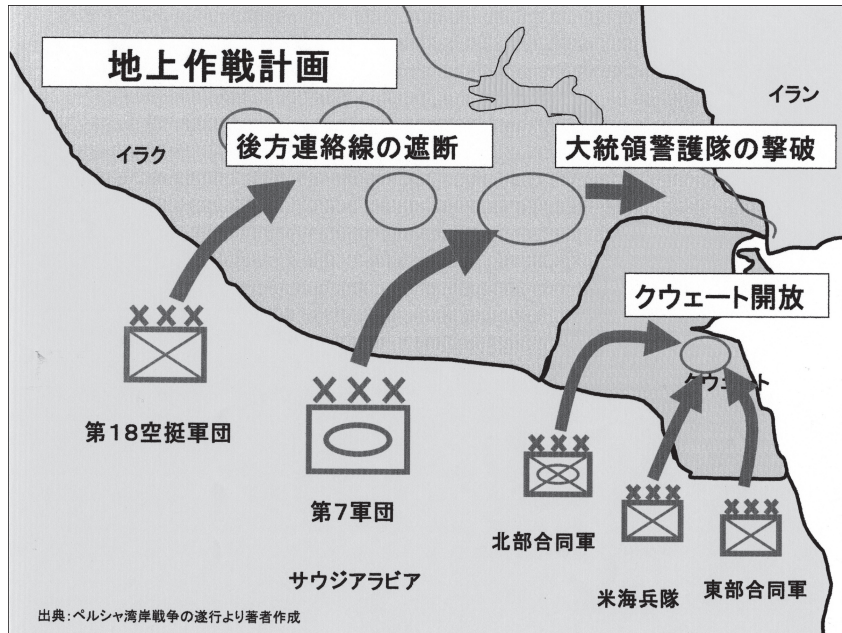


図2

を検討し、コアリションの指揮関係の問題点を指摘する。

軍事作戦の指揮では、作戦目的の確立が重要である。しかし、コアリションでは、派遣国の最大公約数としてしか確立されない。湾岸戦争では、世界のほとんどの国が、イラクのクウェート侵攻は、正当な理由のないものと認識した。イラクをこれ以上侵略させないというコンセンサスが速やかにまとめられた。そして、イラクの攻撃が国際の公共財の安定に対する脅威をつくり出すという認識に基づき、湾岸コアリションが形成された。しかし、湾岸コアリションに派遣した国は、38ヶ国¹⁹⁾にもものぼったが、世界秩序を回復する国際公共軍としてその派遣目的は、サウジの防衛のため、経済制裁の徹底のため、自国民および自国歓待の防護のため等目的が異なっていた。

さらに、全ての派遣国が、当初から、イラクとの大規模な軍事作戦までも想定して派遣したわけではなく、軍隊を派遣した国には、

それぞれの政治的思惑があり、戦争となった場合、指揮・統制上困難が発生することが予想された。このため、コアリション派遣国軍が、統一された指揮統制のもとで軍事行動を行うためには、派遣目的の統一を図ることが必要であった。国連安保理決議678において、「イラクに国連決議を履行させるため、必要な手段を行使する」という共通の目的が確立された。しかし、「必要な手段を行使」という不明確な目的は、派遣国政府の戦争指導と作戦指導に温度差が生じる。また、戦域における主導国の作戦指導よりも戦線の作戦が先行し、その結果、戦局が混乱してしまう可能性がある。さらに、作戦の先行による戦勝感の横溢のために、戦争終結のチャンスを捉えることができなくなる。このことは、2003年のイラク戦争後、現在でも戦後処理が続いていることから言及できる。

進軍限界の規整とは、戦争目的を達成するために、どこまで軍事行動を展開するのかという作戦指導と捉える。戦争目的が最大公約

数のコアリションでは、構成する派遣国軍の独自の文化と歴史、そして能力も異なるため作戦指導は複雑となる。作戦計画は、これらの相違を考慮して、最善の結果を得るように指揮構造が構築されなければならない。湾岸戦争では、戦闘指揮、作戦統制、戦術統制という概念を導入して、中央軍司令官シュワルツコフ (Norman H Schwarzkopf) 大将が指揮を統一した²⁰⁾。そのため、軍種間の組織文化の違いによる制約は克服され、作戦の進展に伴い、計画を更新し、任務の再配分を行った柔軟な作戦指導が戦勝を得たといえる。

海軍部隊と空軍部隊は、1個艦艇または1個航空機自体が、戦闘機能として戦力を発揮できる。軍事作戦の効率性から一元化的指揮統制が有利だ。海軍部隊は、艦艇を派遣した15ヶ国で、派遣艦艇約187隻に達し、地上作戦開始前には、この内約126隻がペルシャ湾に展開した。これらの多数の艦艇を効率的に運用するため、海軍部隊は、米海軍を中心に各国海軍の担当地域を設定して、海上封鎖、哨戒、掃海等の任務を遂行した。空軍部隊は、統合空軍部隊の司令官の指揮を受けて作戦を実施したが、各国の空軍部隊に対する任務は、航空機の特長や各国の運用上の制約に応じて付与された。

一方、地上部隊は、軍事作戦により各戦闘機能を有する各職種部により戦闘団が編成される。火力、機動力などの戦闘機能の集合体として戦力が発揮できる。そのため事態の進展に伴う英仏軍などの部隊の再編成が指揮統制を困難にした。また、特殊作戦部隊の指揮統制²¹⁾は、中央軍総司令官の指針の範囲内で、各軍種部隊指揮官に最大限の自主性を与えた。そのため、各軍部隊指揮官は、直接相互に調整し、連絡班を交換した。こうした指揮系統により自己革新組織²²⁾として作戦遂行に寄与した。この一見、指揮の一元化に反

する指揮構造は、制約の多いコアリションでの指揮統制を補完する役割を果たした。そして、湾岸戦争以降のコアリションの組織構造として、米軍をはじめとして、NATO諸国にも反映されている。

戦争終結の把握では、地上戦開始から100時間後2月27日にクウェート市を解放、同日中にアメリカ大統領ブッシュが停戦を発表し、サッダーム・フセインは敗戦を認めた。3月3日には暫定停戦協定が結ばれ戦争が終結した。湾岸コアリションは、軍事的には大成功を収めた。しかし、安保理決議687による大量破壊兵器破棄、損害賠償などの停戦条件をフセイン政権はその後無視し続けた。当初は、戦時のコアリションに引き続き派遣国の一致した姿勢も見られたが、対イラクのコアリションの結束は時を経ずして緩んでいき、経済制裁も徐々に緩和されていった。米英軍中心の作戦になり1998年のイラクに対する空爆「砂漠の狐」作戦を行ったのは米英軍のみであった。

コアリションは、「一時的な取り決めによる枠組み」であり、一国では対処が不可能で、かつ迅速な対応が必要な問題の発生した場合の短期的軍事行動となる。しかし、戦後復興コアリションは長期にわたるため、派遣国軍の事情も変化する。戦時コアリションと戦後復興コアリションと派遣国軍の分業を求めれば、指揮統制も容易になるかもしれない。しかし、戦争の局面にそれなりの軍事的役割を果たすことが、世界秩序を維持する国際公共軍としての価値がある。

4. 小括

冷戦期、米ソは、お互いの脅威を共同して抑止、対処するために欧州やアジアなどと同盟を結んだ。同盟は、長らく東西陣営の安全保障政策の中核をなしていた。しかし、米国

Randall L. Schweller 教授は「同盟とは、友情ではなく、厳密に計算された自己の利益に基づく効用の関係」²³⁾と述べている。冷戦後の複雑な国際環境の中で、各国が「厳密に計算された自己の利益」を追求するため行動した場合、条約という権利義務関係に基づく同盟は、効用よりも制約や時には加盟国間の摩擦をもたらすことが多くなると考えられた。そして、冷戦終結と前後して勃発した湾岸戦争以降は、同盟よりアドホックなコアリションによって事態に対処する傾向が強くなった。今後も発生する国際の安全保障上の危機に対して、コアリションによる事態対処が展開されると考えられる。

武力行使の政治的正当性を高めるために多くの国々の参加を得る必要はある。しかし、派遣目的の異なる各国軍をアドホックに寄せ集めるだけでは派遣国軍間に確立された指揮構造がなく、相互運用性が低い状態なので、軍事的に効果的な作戦指導を行うのに不安要素が残る。コアリションによる統連合作戦において勝利を得るには、単に戦力を提供したいという国を集めるだけでは軍事的合理性²⁴⁾を逸脱する危険性が生じる。

コアリションによる指揮統制は、各国軍による全面指揮とは異なり、派遣国と主導国との調整により任務分担が取りきめられる。派遣国は、自国軍に対する指揮権限を留保した上で、調整に基づき統一的に行動を律せられる統制に従うことになる。湾岸戦争における中央軍とアラビア合同軍との並列指揮構造になっても実態は同様といえる²⁵⁾。このような制約を克服して、主導国として軍事作戦の指揮統制ができるのは、米国以外存在しないと見える²⁶⁾。そこで、日常的に相互運用性を培っている米国との同盟国がコアリション構造の基礎として捉えれば、より効率的な指揮の一元化が構築できる。

前述したように、秩序回復による便益の多くが準国際公共財であるなら、米国が参加しないコアリションも否定できない。そのとき、国際公共軍としてのコアリション構造はいかにあるべきか。また、世界の秩序を維持するコアリション構造の重要なメンバーとなりうる我が国が²⁷⁾、どのような形でコアリションに参加することが、我が国の独自性を維持しつつ、国力を最大限発揮して目的を達成できるかを検討しなければならない。

[注]

- 1) 統連合作戦は、国家間の連合の下に二カ国以上の国の二つの異なる軍隊または部隊が共通の作戦目的達成のために協力して行う作戦。
- 2) Martha E. Maurer. "Coalition Command and Control". Honolulu: University Press of the Pacific. 2002, p.147.
- 3) グローバル化の定義は様々だが、最大公約数的にまとめれば、「ヒトやモノや資本、サービス、情報などが世界規模で同時に流通・展開し、世界の文化・社会・政治・経済の動きが一体化しつつあること。」
- 4) 国際連合憲章第42条で、安全保障理事会は国際の平和と安全を維持または回復するために必要な行動をとることができると規定されている。国際連合憲章第43条に従ってあらかじめ安全保障理事会と協定を結んでいる国際連合加盟国がその要請によって提供することになっている。現在、この協定を結んでいる国がないため、国際連合憲章に基づく正規の国連軍が組織されたことはこれまで一度もない。
- 5) 筒井若水編「国際法辞典」。有斐閣、1998、p.243.
- 6) 藤本茂。「国際公共財としての安全保障政策」【<http://www.publicchoice.jp/hujimoto.htm>】 Last Accessed 2008/09/20
- 7) 同上
- 8) Wayne A. Silkett. "Alliance and Coalition Warfare". Parameters. Summer 1993, p74-85.

- 9) Joint Chiefs of Staff, Joint Publication 3-16. "Joint Doctrine For Multinational Operations". 5 April 2000, p II -9, p II -10.
- 10) 「戦いの原則」では9つの原則があり、その中に「指揮の統一」がある。
「目的達成のために一人の責任のある指揮官のもとに努力を集中しなければならない」とある。
- 11) Ibid.,
マヤーは、コアリションの指揮がいかに困難かを米国単独の作戦と比較して述べている。
- 12) UN Doc.S/RES/678 (1990.11.29)
加盟国に対して「当該地域における国際の平和と安全を回復するために、必要なあらゆる手段をとる権限を与える」とするだけで、派遣軍に対して安保理が指揮統制を加えるように要請することもなかった。
- 13) Joint Chiefs of Staff, Joint Publication 3-16, "Joint Dontrine For Multinational Operations," 5 Aplil 2000, p II -7~11.
- 14) Joint Chiefs of Staff, Joint Publication 3-16. "Joint Doctrine For Multinational Operations". 5 April 2000, p. II -9, p. II -10.
- 15) Troop contributions, NATO Tpics, 27 Nov.2006 16: 08.
【http://www.nato.int/issues/troop_contributions/practice.html】
- 16) Coalition Bulletin, Vol.11, April 2004, p.4-5
- 17) Department of Defense. "Conduct of the Persian Gulf Ware". April 1992, p.556-559.
- 18) 堀場一雄『支那事変戦争指導史』復刻版・原書房, 1973年, p.38.
- 19) 平和・安全保障研究所. 湾岸戦争以降に展開された多国籍軍に関する調査・研究. 平成16年度外務省委託研究, p.6-7.
- 20) Pichard P. Hallion. "Storm over Iraq Air Power and the Gulf War". Washington Sumithsonian Instilute Press. 1993.
- 21) 河津幸英. "湾岸戦争とイラク戦争". アリアドネ企画, p.136.
- 22) 野中郁次郎. "アメリカ海兵隊・非営利型組織の自己改革". 中央公論社, p.17.
絶えず自ら不安定性を生み出し、そのプロセスの中で新たな自己創造を行ない、飛躍的な大進化としての再創造と連続的に漸次的な小進化を、逐次あるいは同時に行なうダイナミックな組織。
- 23) Randall L.Schweller. 同盟の概念. 船橋洋一. 同盟の比較研究. 日本評論社, 2001, p.250.
- 24) 軍事的合理性とは、軍事上の目的や目標を達成するために最適と思われる方法や手段を選んで実行すること。そのために、政治的、法的、人道上の問題は二義的とする。
- 25) ノーマン シュワーツコフ (著), H.Norman Schwarzkopf (原著), 沼沢治治 (翻訳) "シュワーツコフ回想録" 新潮社, p.391.
砂漠の嵐作戦の指揮では、「軍事作戦開始に際しては、現行と同様の協同指揮形式を継続する。ただし全ての軍事作戦に対し、米軍司令官は最終的承認権を持つものとする。」
- 26) たとえば1995年3月の第2次国連ソマリア活動の完全撤退は、ガリ前事務総長の提唱した「平和強制 (peace-enforcement)」が失敗し、結局米国抜きで武力行使は実施できないことを明らかにした。
- 27) Thomas S.Szayna et al.. "Improving Army Planning for Future Multinational Coalotion Operations". Rand, 2001, p.51: David Dickens, "Can East Timor be a Blueprint for Burden Sharing?". The Washington Quarterly, Vol.25, No.3. Summer 2002, p.29-40.

International Security and Coalition of Willingness

Takeo TAKAHASHI* Tomitaro YONEDA**

* Chief Fellow, the National Institute for Defense Studies

** Social System Research Institute, Chuogakuin University

Abstract

The big wave has hit the established international security functions of the United Nations and the present system of the world order. The termination of the cold war in the early 1990's has, however, gave UN a chance of revolutionary possibility in order to rebirth of UN's international security functions. UN began to grope the new effective legal-political – military tools to develop it's effective international security functions. This creative efforts produced the inconceivable disagreement with a super-power: the prevail of U.S., and brought UN's international security functions face to face with a new difficult situation in the late 1990's. After the new millennium, any one could not help recognizing the limitation of new collaboration in UN's the post-cold war initiative for international security. The sever tactics around the hegemonic leadership between US and UN:P5 of Security Council, has reached the climax towards international chaos around Iraq crisis after 911. The coalition of willingness by US with her friendly and a little positively reluctant states was the very answer to the risky alternative: CW. Whether CW was the challenge or the germination at the vanguard of our era for UN's international security system is pending even in the post-Iraq War. This joint study by collaborate discipline of international law, international politics and military science tries to propose some questions, and to reveal some initiatives for these questions.

“Coalition” in the wide sense was one model of operations of joint/combine military operation from historical point of view. Especially, this strategy style was always taken in the large-scale war. However, the strategy by Coalition has developed with peculiar background in the given ago and subject based on that.

This dissertation makes mention of the warlike issue in the background and operations on modern Coalition. Keeping that in mind, it brings particular issues and, clearing up them, it attempts all possible answers. Concretely, it is discussed as command of operations for winning by operations of coalition that each country's expeditionary force of different systematic culture carries out, modeling the Gulf War and focusing on the command and control organization.